

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙長告示第1号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区において候補者届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成24年12月4日

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙長 相 見 慎

- 1 場 所 米子市柹町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
- 2 日 時 平成24年12月13日 午後5時10分